

－NPOの団体運営力を高め、社会的役割と位置づけを得るために－

平成31年度

千葉県市民活動団体マネジメント事業 実施報告書

主催：千葉県

企画・運営：認定特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ



[もくじ]

- 1p 事務力集中セミナー
- 2p NPOの日常会計処理
- 3～4p NPOの労務
- 5～8p 「さよなら共助社会」
- 9～10p 事業報告書の作り方を学ぼう
- 裏表紙 出かけてサポート、全体のまとめ

NPO 事務力集中セミナー

講師 鍋嶋 洋子、風間 文子（全国事務支援カンファレンス認定講師）

認定特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ事務局職員

<テーマ>

NPO法人の運営全般にわたる知識、情報を確認、共有します。団体の運営においてもれていたこと、曖昧だったことを明確に、円滑な団体運営につなげます。

NPOの基礎・所轄庁・登記

- 定款・・・団体の道標です。団体の役員や事務局職員は、折りにふれて定款を読んでみましょう。
- 事業報告書等・・・事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、前事業年度の年間役員名簿、10名以上の社員名簿を毎事業年度初めの3ヵ月以内に、所轄庁(千葉県または千葉市)に提出しなければなりません。3年にわたって提出がない場合は設立認証が取り消されることも。
- 登記・・・法務局への変更登記が必要なことは5つ。

- ①目的及び業務・名称の変更
- ②事務所の所在場所
- ③代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ④代表権を有する者が重任したとき
- ⑤代表権を有する者が代わるとき

登記懈怠は法律違反です。20万円以下の過料を受けることもあります。

役員の変更がない場合（重任する場合）も2年ごとに変更登記が必要です。

NPO会計

会計で注意すべきこと

- ・ 収益事業とそれ以外に区分して会計を行う。
通帳の印鑑管理者と現預金の取扱者は別に〈ダブルチェックの体制〉をつくる。
- ・ 現金収入は必ず受取書や領収書をきり、書き損じがあっても続き番号を確保するため破棄しない。
- ・ 現金取引と預金取引の証憑を分けてまとめる。毎月一定にかかるものは別にまとめる。
- ・ それぞれの事業毎に、毎月の収支状況が予算とおりに進捗しているかを確認する。
- ・ 寄附を受けた場合は寄附金台帳に漏れなく記載する。

雇用と給与計算

職員を雇った場合、必要な手続きは??

- ① 就業規則の作成
- ② 労働者名簿の作成 ⇒法人が保管
- ③ 労働契約書の作成 ⇒契約締結 ⇒職員と法人で保管
- ④ 年次有給休暇の確認

パート、アルバイトを含み10名以上の職員を雇用する場合は、就業規則を労働基準監督署に提出することが義務付けられています。

一定の条件を満たせばパートタイマーでも取得することが出来ます。

受講者の声

- ・ 法務局への提出期限や任期終了後、同じ人でも変更がその都度必要なこと。現在、直接的には関係ない部分も多々ありますが、勉強になりました。
- ・ これからNPO申請を行うので、今まで調べたことがうまく整理できました。

NPO の日常会計処理 講座

講師 加藤 達郎 さん (税理士)

千葉県税理士会所属。加藤達郎税理士事務所所長。NPO法人会計の相談経験が豊富。

<テーマ>

会計処理は、団体運営の基礎。活動を円滑に進めるためにも、きちんとしていたいものです。複式簿記を学ぶことで、日常の作業がスムーズになります。帳簿の作成などの日常の会計処理と活動計算書、貸借対照表、財産目録の作成などNPO法人の決算報告書作成について学び、円滑な団体運営を目指すための講座。

NPO法人会計の原則

- 複式簿記 会計簿は、正規の簿記の原則に従って、正しく記帳すること
- 真実性・明瞭性 計算書類および財産目録は、会計基準に基づいて活動に係る事業の実績および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。
- 継続性 採用する会計処理の基準および手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりに変更しないこと。

計算書類とは

計算書類＝活動計算書＋貸借対照表

○活動計算書とは NPO法人の活動状況を表す会計報告です。活動にどの程度の「費用」を要したのか？1年間を通じて団体の財産が増えたのか？減ったのか？を明らかにした表です。

収益（会費収入、受取手数料、商品売上高など）－費用（給料、家賃、消耗品など）＝当期正味財産増減額

○事業費と管理費を区分しましょう

「事業費」…定款で定めた事業の実施のために要する費用

「管理費」…法人の管理のために要する費用



それぞれを「人件費」と「その他経費」に分類して表示

○貸借対照表とは

一定期間の財政状況を明らかにし、資金の調達源泉（負債、資本）と資金の運用状態（資産）を表します。

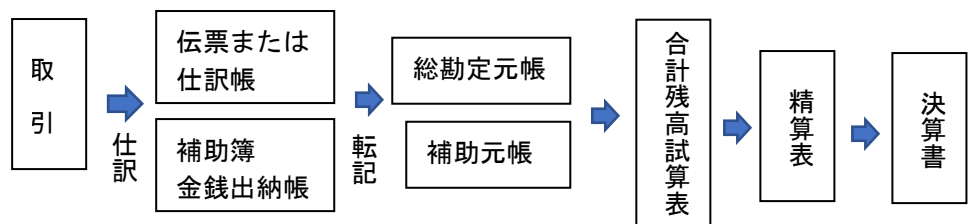
○財務諸表の注記

「活動計算書」や「貸借対照表」では表せない情報を表示します。

日常会計処理

○複式簿記には、資金の収支に限らず、全体的な財産の状況と損益の状況を把握できる利点があります。

○日常の業務の流れ



受講者の声

- ・ 日々の管理の重要性が分かりました。仕訳を実際にやって良かったと思います。
- ・ 基礎知識があまりなくてついていくのが大変でした。資料を持ち帰って当団体の決算書等突合せもう一度やり直してみようと思います。

NPO の労務 講座

講師 石井 敏則 さん (社会保険労務士)

精神障害者の小規模作業所の職員を経て、社会保険労務士事務所に勤務。2001年社会保険労務士事務所開設。県内のNPO法人の労務管理及び支援業務とともに、NPOクラブにおいて、労務に関する相談支援を行っている

<テーマ>

ボランティアベースの活動から事業性を持った活動へと変化する中で、適切な労務管理が求められています。団体の状況に沿った労務管理の仕方について学び、団体運営に反映することで、適切な団体運営につなげます。

使用者・労働者とは

○NPO法人、理事長、理事は 使用者

- ・ 理事長や理事は使用者であって労働者ではないので、原則、労働法や労働保険の対象外。
- ・ 理事報酬には、最低賃金の適用もない。←理事報酬は総会や理事会で決定。

○職員は 労働者

- ・ 労働法・労働保険の対象者。支払われる賃金は、仕事の内容や労働時間等によって決定され、最低賃金（千葉県は923円/2020年3月時点）が適用されます。
- ・ 雇用契約を結ぶことが必要です。
- ・ 理事であっても、職員と同じように働き、労働時間を管理され賃金が支払われている場合、対象時間内においては労働者として扱われます。最低賃金の支払いと雇用契約を結ぶことが必要です。

ボランティアは労働者か

- ・ ボランティア活動の4原則（自主性・主体性、社会性・連帯性、無償性・無給性、創造性・開拓性）の有無に沿って判断しましょう。
- ・ 無償ボランティアは、原則、労働者ではありません。交通費実費、お弁当程度の支払いは可。
- ・ 有償ボランティアの場合、労働時間を管理され、労働時間に対して時給等が支払われるときは、原則、労働者とみなされる可能性が高いと思われます。有償ボランティアをお願いしている団体は、事故やトラブルが起こらないよう十分注意してください。

※いずれにしても、けがに対する安全保障が必要です。

労働者を雇用するNPO法人が加入しなければならない社会保険



○労災保険…労働基準監督署

対象者：すべての職員が対象（アルバイトやパートも対象）

○雇用保険…ハローワーク

対象者：1週間あたりの労働時間が20時間以上の職員

○健康保険…全国健康保険協会

対象者：理事長（報酬が出ていたら必ず加入する）、週の所定労働時間および月の所定労働日数が正職員の4分の3以上の理事および職員

○厚生年金保険…年金事務所（日本年金機構）

対象者：理事長、週の所定労働時間および月の所定労働日数が正職員の4分の3以上の理事および職員

NPO法人のリスク管理

- ・ 理事・監事が責任を問われる場合とは…①理事・監事が総会に反することをを行った。②理事が監事からの指摘を守らなかった。③理事の不正行為を監事が見過ごしていた。
- ・ 組織全般の管理運営責任を明確にしておくためにも総会議事録や理事会議事録は必ず作成しましょう。
- ・ 民法で使用者責任が定められています。事故が起こった場合には、利用者が起こした事故だとしても、法人の責任が問われます。

事故の例

- ・ 法人の活動中の交通事故
- ・ 法人が販売した商品による食中毒
- ・ スタッフが誤ってケガをさせてしまった
- ・ 個人情報の入ったUSBメモリーを紛失した

予防策

- ・ 事前の下見・活動を行う際のマニュアル作成
- ・ 記録の作成・保管
- ・ 活動内容にあった保険への加入
- ・ 法人や利用者、家族との信頼関係の確立

事故が起こったら

- ・ すばやく、誠実に対応する
- ・ 専門の弁護士に相談する
- ・ 事故・ヒヤリハット記録として残し、法人内に経験値として伝えていく

受講者の声

- ・ 雇用契約、就業規則作成のポイントがよくわかりました。これからの法改正の情報が得られ、今後の業務に役立ったと思います。
- ・ そもそも労務についての知識がなかったので、一定の必要なことを知ることができ良かったです。
- ・ 労働条件通知書等、見直しの必要性に気づきました。

講演会「さよなら共助社会」

講師 松原明さん (認定 NPO 法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 副代表理事)

1960 年 大阪府生まれ、神戸大学文学部哲学科社会学専攻卒業、広告制作会社勤務後、フリーランスのコピーライター、経営コンサルタント (事業開発、マーケティング)

1994 年 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会を設立、NPO 法 (特定非営利活動促進法)

認定 NPO 法人制度、NPO 法人会計基準、新寄付税制などの制度づくりを主導

2015 年 体調不良で代表を退き、療養に専念

2019 年 副代表理事に復帰、仕事はフリーランス

<テーマ>

「新しい人材の掘り起こしができない」「活動歴の長い団体が相次ぎ解散している」

「会社のほうが社会課題解決でフットワークが軽い!？」

NPO 法 (特定非営利活動促進法) 制定から 20 年。社会状況が変化する中、NPO の役割が見えにくくなっているように感じます。NPO 本来の役割は何か。参加と協力をどう広げていくかをテーマにお話しいただきました。

今の NPO の状況

「NPO の役割・専門性に関するアイデンティティ・クライシス」

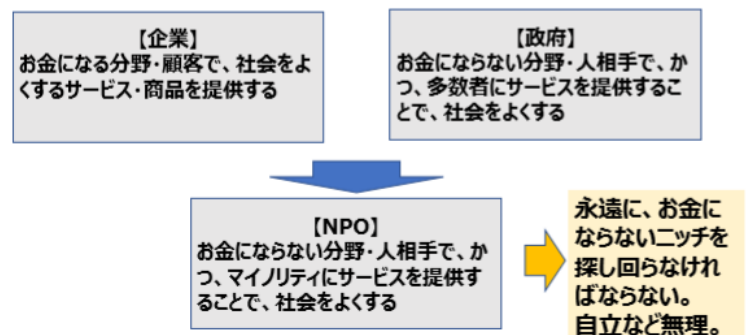
私たち一市民は、どうすれば、この社会をより良いものに変えていけるのだろうか?

政府も企業も社会をよくするための存在。それと違う NPO の役割と専門は何か?

3 セクター論がベースとなる



よくある回答とその行き詰まり



では、どうしたらいいの? 整理してみよう!

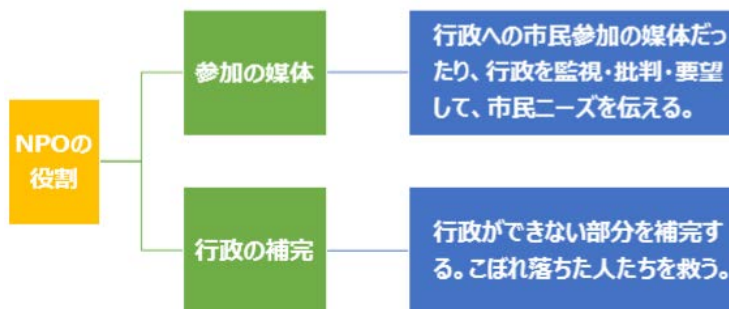
NPO法を軸にした3つの時代区分

過去	1998年まで	NPO1.0	戦後から、NPO法ができるまで。
現在	1998年～2020年前後	NPO2.0	NPO法ができてから、今までの時代
未来	2020年前後～	NPO3.0	今からの時代

NPO1.0、2.0、3.0 は松原明さん独自の考察です。

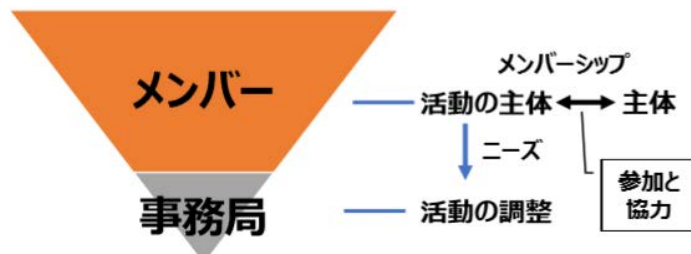
NPO 1.0 とは

NPOの役割



NPO1.0時代は会員モデル

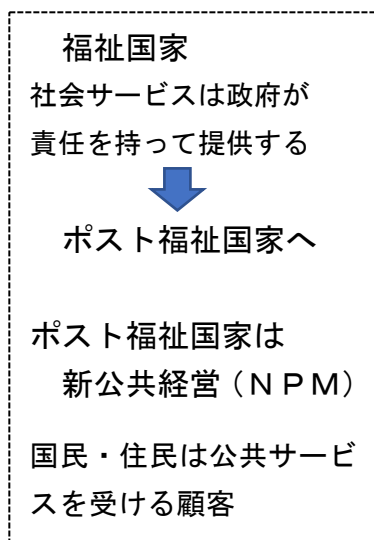
共通の関心からなる同質的メンバー（ボランティア）が活動の中心。事務局はサポート役。



NPO1.0 から 2.0

1990年代の大転換の4つの背景

1. 福祉国家からポスト福祉国家への転換
2. NPO法など市民活動を支える制度の発展
3. 阪神淡路大震災以降の市民の社会参加意欲の活性化
4. 世界的な市民社会の台頭



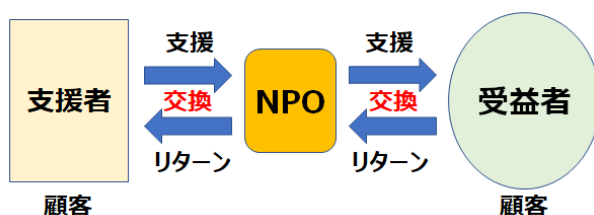
NPMの4つの特徴

NPMの中核となる特徴は、以下の4つ。

顧客主義	国民・住民を公共サービスの顧客とみなし、満足度・利用度をあげる。
業績による統制	数値目標を設定し、行政評価により管理する。
行政組織の簡素化	行政組織から無駄を省き効率化・縮小化するとともに、企画と実施を切り離し、エージェンシー化を進める。
市場原理活用	民営化、独立行政法人化、PFI/PPPを進め、企業等に委託することで市場原理を活用する。

NPO 2.0 とは

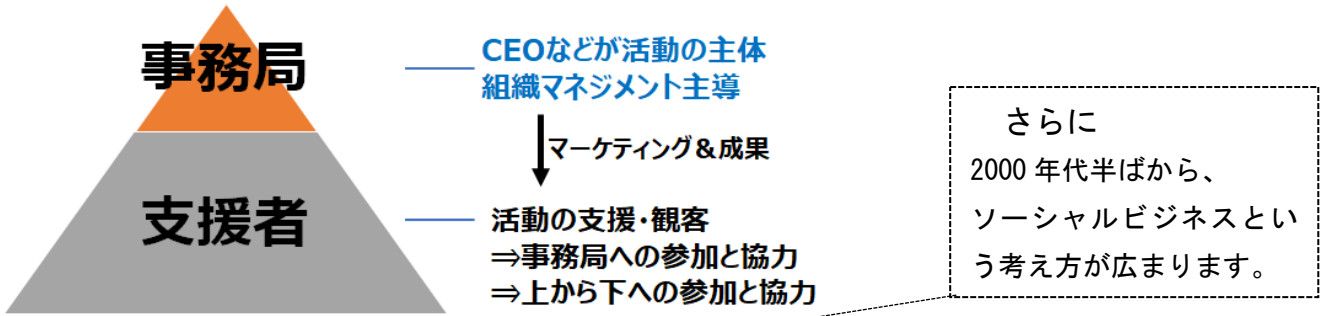
非営利企業モデルの特徴



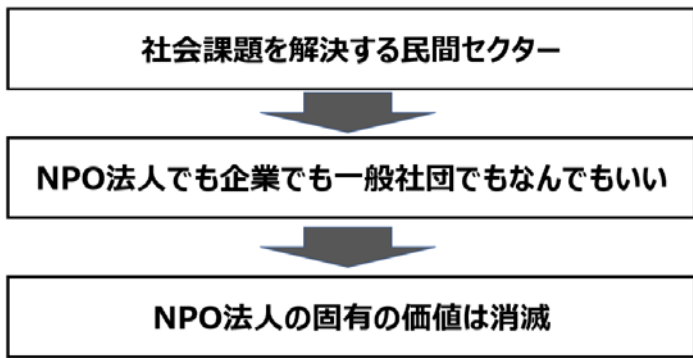
活動	・サービスの提供・拡大で、利用者を増やし、社会課題の解決をめざす。
関係性の作り方	・支援—被支援関係で関係性を組み立てていく。
目標	・利用者の拡大。事業の継続・拡大。
評価指標	・社会的インパクトの大きさ。変革の大きさ。事業規模。
メリット	・ビジネスに親和性が高く、ビジネス的手法を活用しやすい ・サービス提供で解決できる課題には、極めて有効。

NPO2.0 では、マネジメントモデルへ転換

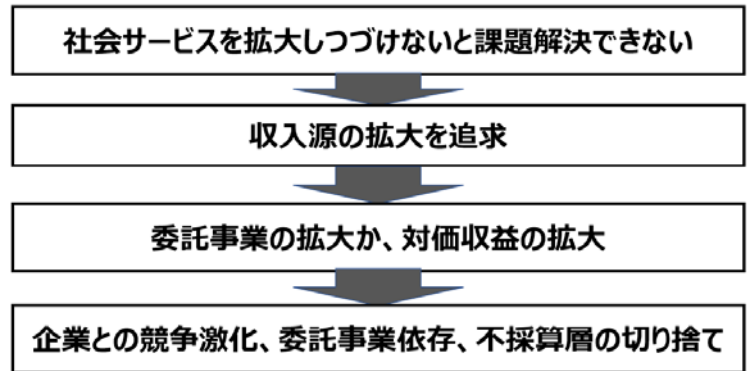
資金源の中心は、対価のほか、支援者からの寄付、補助金等



「ソーシャル・セクター」の出現



規模の拡大による解決の問題



NPO 3.0 時代(これから)のコンセプト

舞台創造(役割創造)モデル

参加・協力の組み立て方が違う

NPO2.0 = カンパニー

協力者の捉えかた	自分たちの解決したい問題からスタートして、他者がそれにどう貢献できるかを考える。
参加・協力のあり方	動員型：自分の目的に参加を募る
資金支援の呼びかけ	問題があるから、解決に寄付や助成金、会費で支援して

NPO3.0 = ステージ

協力者の捉えかた	他者の問題からスタートして、自分たちの目的・活動が、その解決にどう貢献できるかを考える。
参加・協力のあり方	舞台提供型：参加者のメリットになる舞台への協力を募る
資金支援の呼びかけ	この舞台に参加すれば、あなたの課題が解決するから、協力費、参加費、寄付などで、舞台の運営費の一部を負担して。

NPOをベースに、たくさんの参加と協力のプログラム（舞台）を社会に生み出し、その提供する役割によって、人々をエンパワーして社会をより良くしていく。

NPO2.0とNPO3.0の比較

大切なのは、参加と協力のデザイン（設計）

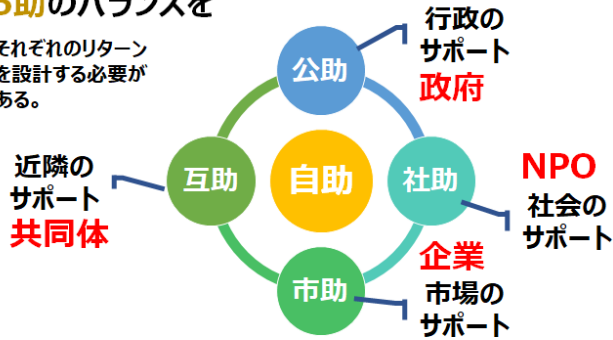
	NPO2.0	NPO3.0
喩えるなら	ドラゴンボール・モデル	ワンピース・モデル
組織の型	カンパニー	ステージ
課題解決の方法	サービス提供	社会構築によるエンパワーメント
コスト	成果を上げるためには拡大	受益者が活動するので増えず
マネジメントの型	組織マネジメント	ステークホルダーマネジメント
対象者との関係	支援・被支援関係	協働関係
主な資金	受益者の対価、政府資金、支援性資金	協力者からの利用料（名目は様々）中心、他財源
資金提供者	基本的に外部にいる	協力者として組み込む

「ドラゴンボール」
「ワンピース」は
漫画です。

さよなら共助社会

5助のバランスを

それぞれのリターンを設計する必要がある。



4原理の仕組みを理解し、リターンを設計する

互惠原理	交換原理	貢献原理	統治原理
貸し借り関係	交換関係	役割関係 NPOはコレ	上下関係
貸力	財力	役力	権力
相手からのお返し(返礼)	相手からの財・サービス・対価	集団からの承認・共有利益	上位者からの承認・分配
相手はお返ししてくれる身内	相手は自分の利益を得るための異者	相手は共有するものを実現する仲間	相手は支配・被支配の競合者
お互い様(互助)	ウィンウィン(契約)	フェアプレー(信任)	付度(支配)
Frendship	partnership	membership	loyalty

共助(互惠原理)は与えることが前提となるので、与えられない人(相手)には十分に機能しません。また、相手が必要な時・ものに的確に応えられる保証もありません。

NPOを共助に入れるのは間違い

NPOは、「社助」とでも呼んで、共助と分けないと、上手く支援できない。(結社の社であり、価値による統合という意味の社)
NPOにおける関係構築の難しさは、関係ない人たちが、協力関係を合意によって作って、それを維持発展させていかなければいけないところにある。

	共助(地域共同体)	社助(市民社会)
原理	互惠原理	貢献原理
主体	血縁、地縁、自治会、町内会等	目的ベースの非営利結社(NPO等)
構成員	非自発的意思、運命共同体	自由意志、加入脱退自由
組織の性格	閉鎖的、つながり強い、縦関係重視	開放的、つながり弱い、横関係重視
専門性	低い、なんでもする	高い、目的のことしかしない
パワー	貸し借り	貢献と共有目的からのリターン(自己実現)

5助の組み合わせと協働が重要なのであって、共助社会だけを独立させてはいけません。

行政とNPO等が協働して、人々の参加や協力を広げていくには、社会課題の社会モデルが必要です。

共助社会は個人モデルです。

求められるのは、5助をベースに相利性を開発し、地域をNPO 3.0型にかえていくことです。重要なのは、「コミュニティ」政策ではありあません。「コミュニティ」は作れません。人為的につくれるのは、アソシエーションだけです。必要なのは、アソシエーション政策です。

受講者の声

- ・ そもそもNPOの活動と今後のNPOの進むべき方向性がよくわかりました。考え方を変えないといけないと感じましたが、先が見えるだけでパワーがもらえました。NPOだけでなく地域づくり、社会づくりのヒントがもらえました。
- ・ NPOは社会課題の解決のためにあると今でも思っていたが、それを通した社会づくりにあるのだと知り、目からうろこが落ちる思い。やはり自分のやりたいこと、好きな事を中心に据えることが大切なんだと、うれしかった。
- ・ 協力における原理、考え方、社会にあてはめる、はととても学びになりました。原理原則を理解していない「お題目(地域社会、我が事丸ごと)」に踊らされては、地域の課題は解決できないと痛感しました。

事業報告書の作り方を学ぼう！ 講座

講師 豊岡 正弘 さん（NPO 法人 NPO 支援の税理士ネットワーク理事長）

NPO 法人の税務・会計の扱いは営利企業と異なります。多くの NPO 法人担当者が、これらの扱いに苦勞されている現状に対応し、税理士としての専門性を生かして支援活動を行っています。

<テーマ>

NPO 法人は、年度終了後 3 か月以内に事業報告書を所轄庁に提出する義務があり、その内容は内閣府のホームページですべて公開されます。活動計算書、貸借対照表、財産目録など会計に関する報告書類作成を、NPO 法人会計基準に沿って、わかりやすく解説。

所轄庁に提出する書類

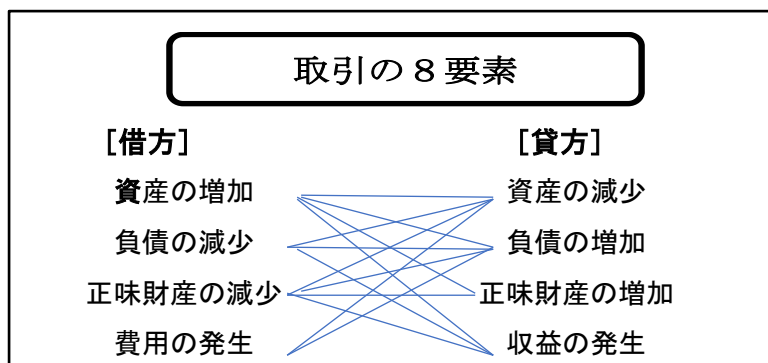
1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 前事業年度の年間役員名簿
6. 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所または居所を記載した書

※これらの書類を 3 年以上にわたって提出しない場合は、認証が取り消されることがあります。

複式簿記の原理

NPO 法人会計基準では、NPO 法人の会計処理は複式簿記によって行うことを定めています。○複式簿記とは、一定の原理・原則に基づいた記帳方法です。

一取引ごとに、その取引について、勘定科目を付し、「借方」と「貸方」に区分し、記帳します。複式簿記で記帳した取引を勘定科目ごとに集計し、綴じ込んだものを「総勘定元帳」と言います。



取引により変動した財産の動きを勘定に記入すると、必ず 2 つ以上の勘定に記入され、借方と貸方に対立して同額が記入されます。

記帳のポイント

会計帳簿で中心となるのが現金出納帳です。

現金出納帳は…

- ① 毎日必ず記帳する
- ② 現金が動いた日が記帳の日
- ③ 領収書のないものも記帳（メモを残す）
- ④ 現金を銀行に預けた場合も「取引」になる
- ⑤ 記帳の度、帳簿の残高と実際の現金残高の一致を確認

決算のチェックポイント

決算とは事業年度の活動結果を確定させる手続きです。

- ① 現金や預金は実際の残高と合っていますか。
- ② 仮払金などで未精算のものはないですか。
- ③ 立替金などで未精算のものはないですか。
- ④ 備品購入などで資産に計上するものは適正に処理していますか。
- ⑤ 減価償却が必要な資産についての処理は適正ですか。
- ⑥ 借入金などの負債の残高は合っていますか。
- ⑦ 勘定科目別に正しく処理されていますか。

NPO 法人の課税

「収益事業」は法人税の課税対象です。

「収益事業」の範囲

- 1) 物品販売業 2) 不動産販売業 3) 金銭貸付業 4) 物品貸付業 5) 不動産貸付業 6) 製造業
7) 通信業 8) 運送業 9) 倉庫業 10) 請負業 11) 印刷業 12) 出版業 13) 写真業 14) 席貸業
15) 旅館業 16) 料理店業その他の飲食店業 17) 周旋業 18) 代理業 19) 仲立業
20) 問屋業 21) 鉱業 22) 土石採取業 23) 浴場業 24) 理容業 25) 美容業 26) 興行業
27) 遊技所業 28) 遊覧所業 29) 医療保健業 30) 技芸教授業 31) 駐車場業 32) 信用保証業
33) その有する工業所有権等の譲渡又は提供 34) 労働者派遣事業

農林業やパソコン講座等
含まれていないものもあり
ます。

法人税等の税務手続

[法人税（国税）の税務手続]

- ・ 収益事業を行わない場合⇒届け出は不要
- ・ 収益事業を行う場合⇒収益事業を開始した日から2カ月以内に「収益事業開始届出書」を税務署に提出

[法人県・市民税（地方税）の税務手続]

- ・ 法人県民税…「法人の設立等報告書」を設立後1ヶ月以内に県税事務所に提出
- ・ 法人市民税…「法人届出書」を設立後2ヶ月以内に市役所に提出

法人県・市民税の減免申請

NPO法人が収益事業を行っていない場合は、申請によって均等割税額が減免されます。

申請は事業年度に関係なく毎年4月末日まで(法人市民税については4/23までという市があるので注意)

源泉所得税の税務手続

○給与の支払いがある場合

- ・ 給与を支払う月から1ヶ月以内に「給与支払事務所開設届出書」を税務署に提出
- ・ 支給人員が常時10人未満の場合は申請により納期の特例が認められる。「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を、適用を受けようとする月の1ヶ月前までに税務署に提出

○報酬・料金等の支払がある場合

- ・ 源泉徴収が必要なものは講師料などで支払先が個人の場合で、納付は徴収翌月の10日までとなる。

消費税の税務手続

①会費や寄付金など対価性（見返り）のないものは消費税の対象外 ②基準年度（適用年度の前々年）の消費税課税売上が1000万円超の場合課税 ③NPO法人の場合、設立後2年間は課税なし

受講者の声

- ・ 税務の手続きなど大変参考になりました。一方、会計の初歩的な知識もないことに気づきました。
- ・ NPOの職員となって日が浅いので、会計上の処理や税法上のこと、会計の考え方など、基本的なことがよくわかって、たいへん勉強になりました。

『出かけてサポート』

「団体の会計帳簿やパソコンのデータを見ながら、アドバイスしてほしい」
「団体のほかのメンバーと一緒にアドバイスを受けたい」
「法務局への登記の仕方を教えてほしい」
「職員を雇用したいが、労務手続きを教えてほしい」

といった団体個別の課題に『出かけてサポート』しました。

〈対象対象団体〉

NPO法人船橋ウオーキング・ソサイエティ、NPO法人日本ロボット・セラピー推進協会
NPO法人千葉県精神保健福祉協議会、NPO法人ケアラーネットみちくさ
NPO 法人野田子ども劇場、NPO 法人スマイリシエル



事業実施内容

講座・講演会を県内各地で、合計6回開催。延べ 199 名の参加で実施しました。
「たいへん満足」「満足」の回答が 88.2% (受講者アンケート回答)

開催日時	内容	講師	会場	受講者数
2019/10/05	事務力集中セミナー	NPO クラブ	千葉市生涯学習センター	23 名
10/31	事務力集中セミナー	NPOクラブ	パレット柏	28 名
11/12	NPOの日常会計処理	加藤達郎さん	パレット柏	27 名
12/04	NPOの労務	石井敏則さん	船橋市勤労市民センター	38 名
2020/02/08	さよなら共助社会 ー社会課題解決ではない NPO の本来の役割を確認しよう！	松原 明さん	パレット柏	46 名
02/13	事業報告書の作り方を学 ぼう！	豊岡正弘さん	船橋市勤労市民センター	37 名
2019/11 ~2020/02	出かけてサポート	NPOクラブ	各団体の事務所等	6 団体

まとめ

NPO法(特定非営利活動促進法)制定から 20 年。

千葉県内では、1983 団体(2020 年 2 月末現在)がNPO法人として活動しています。

「会計処理の仕方がわからない」「雇用している職員の労務管理はどうしたらいい?」といった実務的な課題を抱えている団体が少なくないこと。そして、少しの情報提供や助言で、それは解決できることが、この事業を実施する中で見えてきました。

また一方で、団体の社会的な役割や位置づけが見えにくくなってもいます。「なんのため」「誰のため」に活動するのか明確にできるよう、情報交換、課題共有の場を持つことが大事だと考えます。

編集・発行: 認定特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ(NPOクラブ)

〒261-0011 千葉市美浜区真砂 5-21-12 TEL 043-303-1688 FAX 043-303-1689

E-mail npo-club@par.odn.ne.jp

発行部数: 300 部 2020 年 3 月